

令和3年 春の農作業安全運動実施要領

1 趣旨

県内では、農作業中の不注意や農業機械の誤操作などから、毎年、農作業事故が発生し、死亡に至る重大事故も発生している。

このため、春の農繁期を迎えるにあたり、関係機関・団体が連携しながら、富山県適正農業規範（とやまGAP規範）に基づき、事故の未然防止対策を徹底するなど、農業者の農作業安全に対する意識の高揚を図る。

2 主催 富山県、富山県農業機械化協会

3 期間 令和3年4月1日～5月31日

4 内容

（1）啓発活動

- ①県及び農業機械化協会は、関係機関・団体に対して、ポスターの掲示やチラシの配布を働きかけ、運動の周知を図る。
- ②市町村及び農業協同組合は、広報誌への掲載のほか、農業者を参集する会議等で農作業安全に係る話題を取り上げることで、農作業に対する安全意識の啓発を図る。

（2）農業者への指導

- ①農業協同組合及び農機具販売店は、農業機械の適正な使用方法等について指導に努める。
- ②農林振興センター及び農業協同組合は、別紙指導事項を参考にしながら、現地指導や技術情報の発信等の機会を活用し、農作業安全の指導に努める。
- ③農業機械士は、地域において他の農業者の模範となるよう、農業機械の安全使用と効率利用の推進に努める。

（3）農作業事故の報告

農林振興センターは、関係機関・団体と密接な連携をとり、期間中に発生した農作業事故について、農業技術課へ報告する。